

# 札幌市男女共同参画センター運営協議会設置要綱

## (設置目的)

第1条 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌市男女共同参画センターが行う札幌エルプラザ公共4施設（札幌市男女共同参画センター、札幌市消費者センター、札幌市市民活動サポートセンター、札幌市環境プラザ）の管理運営並びに札幌市男女共同参画センターの事業運営に関する協議及び調整を行うため、札幌市男女共同参画センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、以下に関する事項を協議する。ただし、札幌市市民活動サポートセンター及び札幌市環境プラザの事業に関することは除く。

- (1) 札幌エルプラザ公共4施設の管理に関する協定書に定める事業報告に関すること
- (2) 札幌エルプラザ公共4施設の管理運営上の問題点や改善に関すること
- (3) 札幌エルプラザ公共4施設の管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合の概略に関すること
- (4) 札幌エルプラザ公共4施設のモニタリング結果等を踏まえた市民サービスや管理運営水準の維持向上の取組に関すること
- (5) 男女共同参画の調査研究や全市的な事業を企画する上での方向性に関すること
- (6) 札幌市男女共同参画センターにおける事業の評価点検に関すること
- (7) その他、札幌市男女共同参画センターにおける事業全般に関すること

## (組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

- 2 協議会は、札幌市、指定管理者、外部有識者及び公募委員等で組織する。
- 3 外部有識者及び公募委員等は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会理事長が選任する。

## (任期)

第4条 外部有識者及び公募委員等の任期は2年以内とする。ただし、当該選任者が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。

## (開催)

第5条 協議会は、指定期間中、年2回以上開催し、指定管理者が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の内容は記録し、その要旨を札幌市に確認する。また、その要旨の公表に当たっては、より多くの市民が閲覧することができるようホームページ等に掲載する。

## (進行)

第6条 協議会の進行は、指定管理者又は指定管理者が指名した者とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、札幌市男女共同参画センターに置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、札幌市と協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。